

「未来（あす）へのチャレンジプロジェクト」第6回助成 よくあるご質問

■ 募集内容について

Q：助成対象団体の要件に「阪神高速道路が通過する市町またはその隣接市町が含まれていること」とありますが、その市町以外で事業を実施していても申請できますか？

A：申請する事業の活動エリアに、阪神高速道路が通過する市町またはその隣接市町 42 市町（大阪市、豊中市、池田市、箕面市、吹田市、摂津市、守口市、寝屋川市、大東市、門真市、八尾市、東大阪市、富田林市、河内長野市、松原市、羽曳野市、藤井寺市、大阪狭山市、堺市、泉大津市、和泉市、高石市、忠岡町、岸和田市、貝塚市、泉佐野市、泉南市、熊取町、田尻町、神戸市、尼崎市、西宮市、芦屋市、伊丹市、宝塚市、川西市、三田市、猪名川町、明石市、稲美町、三木市、淡路市）のいずれかが含まれていれば、その他の地域で同事業を実施していてもご申請いただけます。なお、助成申請書（様式 2）に記入の際、(4)申請事業の主な活動エリアには、必ず募集要項記載の市町名を記入してください。活動エリアが3つ以上あるときは、「主な活動」をされている市町名を3つまで記入してください。

Q：団体の事務所の所在地は指定の市町以外にありますか、申請できますか？

A：団体の所在地が阪神高速道路が通過する市町またはその隣接市町にない場合であっても、申請する事業の活動エリアに、阪神高速道路が通過する市町またはその隣接市町が含まれていれば、ご申請いただけます。

Q：「安全・安心なまちづくり」「持続可能な環境づくり」「次世代を担う人づくり」「地域・社会の活性化」のうち、複数取り組んでいる場合、「応募する分野」はどれを選択すればよいですか？

A：申請テーマが複数にまたがる場合は、最も該当するテーマを1つ選択してください。

Q：NPO 法人認証から1年経っていませんが、問題ありませんか？

A：任意団体が法人格を取得して NPO 法人化した場合、前身となる任意団体の活動開始時期（団体の目的、会則を定めるなど組織だって活動を始めた時期）から起算して、2026年6月2日現在で1年以上経過していれば、問題ございません。ただし、前身となる任意団体がまだ活動を継続している場合（つまり、団体を分離した場合）は対象となりません。詳しくは助成事務局（大阪ボランティア協会）にお問合せください。

Q：団体の合併などの理由で、現在の団体の名称が変わってから1年経っていませんが、前身となる団体の活動は考慮されますか？

A：前身となる団体の活動の目的・内容等が、現在の団体のそれと同様である場合は、前身となる団体の活動期間（団体の目的、会則を定めるなど組織だって活動を始めた時期）から起算して、2026年6月2日現在で1年以上経過していれば、問題ございません。詳しくは助成事務局（大阪ボランティア協会）にお問合せください。

Q：一度助成を受けたら、その後も継続して助成してもらえますか？

A：今回の申請に対する助成期間は、1年間（2027年1月1日～12月31日）限りです。

Q：過去に助成を受けたことがありますか、再申請は可能ですか？

A：過去に助成を受けたことがある団体でも、過去に助成を受けた事業と「異なる事業」で申請する場合や、過去に助成を受けた事業と同一であるが「取組内容に工夫・改善」を行い申請する場合は、再申請が可能です。

Q：どのような「工夫・改善」レベルであれば、過去に助成を受けた団体でも再申請が可能か、目安を教えてください。

A：助成申請書（様式2）に記入の際、(8) 創意工夫した点・チャレンジした点について、必ず「取組内容に工夫・改善」を記入していただくことになっていますので、具体的に記入可能であれば、申請自体は可能です（申請に当たっての目安などは設けていません）。なお、助成を受けられるか否かは、他の申請案件と同様に審査することになりますので、あらかじめご了承ください。

Q：他の助成金を受けているプロジェクトでも申請できますか？

A：他団体の助成を受けていても申請可能です。ただし、他団体の助成条件が申請を認めていない場合がありますので、あらかじめ申請者で責任を持ってご確認ください。

■ 選考について

Q：外部アドバイザーとは誰ですか？

A：公正性を担保するため公表しておりません。

Q：どのようなところが評価されますか？

A：次の4つの観点（①整合性と共感、②社会の課題やニーズの明確性、③実現可能性、④創造性）から総合的に評価します。選考については、募集要項6ページの「5.選考基準」や助成申請書（様式2）の各項目などをご確認いただき、これらを十分に意識して申請してください。

■ 助成申請書について

Q：助成申請書（様式2）の記入欄の大きさを変更してもよいですか？

A：助成申請書（様式2）全体で2ページ以内に収まるのであれば、各事業のアピールポイントなどに応じて、各欄の大きさを変更していただいて結構です。ただし、フォントサイズ（9ポイント）は変更しないでください。

Q：助成申請書（様式2）に指定されたページ数では書き切れません。文字のフォントサイズを小さくしても良いですか？

A：文字のフォントサイズ（9ポイント）は変更しないでください。助成申請書（様式2）全体で2ページ以内に収まるようにまとめてください。

■ その他

Q：申請方法について教えてください。

A：助成申請書は、メールでの提出となります。

①助成申請書（様式1、様式2）、チェックシートをホームページからダウンロードし、必要事項を記載してく

ださい。

②「チェックシート」で注意事項等を必ずご確認ください。

③メールにて、助成申請書（Word データ）及び提出書類を、7月10日（金曜日）16時までにご提出ください（メールの送付先・件名、提出書類は募集要項4、5ページ参照）。

※郵送・持参は受け付けませんのでご注意ください。

※チェックシートの提出は不要です。

Q：助成が決定したら、どのような書類の提出が必要ですか？

A：助成決定後は、確認書類として、誓約書・助成金請求書等を提出いただきます。また、事業活動における中間報告書及び年間報告書も提出いただきます（助成決定後のスケジュールは募集要項7ページ参照）。

Q：第5回助成の申請数は？

A：54事業の申請をいただきました。

Q：第5回助成では、どのような活動に助成されたのですか？

A：若い世代の人材育成、障がい者支援、育児・保護者支援、食育、孤食・孤立解消、地域活性化の取り組みなど、多岐に渡る事業（計8事業）へ助成を行いました。第5回助成事業の概要は、阪神高速道路株式会社ホームページにてご確認いただけます。

https://www.hanshin-exp.co.jp/company/csr/challenge_project/（※外部サイトが開きます）

Q：第5回助成を受けた8事業は、どのようなところが評価されたのですか？

A：評価に関することについては、お答え致しかねますので、ご了承ください。

Q：第5回助成に申請して選出されませんでした。理由を教えてください。

A：個別の理由については、お答え致しかねますので、ご了承ください。